国立大学法人鹿屋体育大学特任職員就業規則

改正［平成２５年６月１４日規則第１１号
平成２７年２月５日規則第４号
平成２９年２月２日規則第２号
平成２９年５月１７日規則第１３号
平成３０年９月６日規則第４０号
令和８年１０月２８日規則第３０号］

（目的）

第１条　この規則は、国立大学法人鹿屋体育大学就業規則（平成１６年規則第２０号。以下「就業規則」という。）第２条第２項の規定に基づき、国立大学法人鹿屋体育大学に学長が必要と認める特別な任務に従事させるため、期間を定めて雇用する職員（以下「特任職員」という。）の就業に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　特任職員とは、教育研究上の業務又は大学の運営に従事することが、特に必要であると学長が認めた次に掲げる者をいう。

(1)　特任教員　専ら教育研究業務に従事させるため雇用する教育職員（特任教授、特任准教授、特任講師、特任助教、特任助手）

(2)　特任研究員　学術研究の推進を図るため雇用する研究員

(3)　特任専門員　高度の専門的な知識経験又は優れた識見を業務に反映させるため雇用する事務職員、技術職員及び技能職員

(4)　その他　第１号から前号に規定する以外の特任職員

（就業条件）

第３条　特任職員の就業に関する事項については、この規則に定めるもののほか、常時勤務する職員と同様の所定勤務時間で雇用する場合は就業規則を、常時勤務する職員の所定勤務時間に満たない所定勤務時間で雇用する場合は国立大学法人鹿屋体育大学非常勤職員就業規則（平成１６年規則第３４号。以下、「非常勤就業規則という。）をそれぞれ準用するものとし、学長は、当該職員が従事する業務内容等に基づき、労働条件通知書に明示する。

（採用）

第４条　特任職員を採用しようとする場合は、予算措置等についてあらかじめ学長の承認

を得て行うものとし、原則として選考による。

（雇用期間及び更新）

第５条　特任職員の雇用期間は、一事業年度内とし、各人別に労働条件通知書により明示する。

２　前項の規定にかかわらず、予算の状況、従事している業務の必要性等に基づき、業務上必要と認めるときは更新することがある。

３　前項の規定による労働契約の更新は、最初の採用日から起算して５年を超えない範囲内で行うことができる。

４　前項の規定にかかわらず、本学と期間の定めのある労働契約（以下「有期労働契約」という。）を締結していた職員（以下「任期付職員」という。）を、当該有期労働契約期間満了後に引き続き特任職員として雇用する場合には、その契約期間（以下、再契約期間）は、当該有期労働契約期間と通算して５年を超えない範囲内で行うものとする。この場合において、当該有期労働契約前に引き続いた有期労働契約期間があるときは、その期間についても通算するものとする。ただし、第２条第１号及び第２号に規定する特任職員として有期労働契約を締結した場合、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成２０年法律第６３号。）第１５条の２に基づき当該有期労働契約期間前の有期労働契約期間（引き続いた有期労働契約期間を含む。）において本学に在学している期間が含まれる場合には、その在学している期間は、通算しないものとする。

５　前項の場合において、本学と当該任期付職員との間で締結された一の有期労働契約期間が満了した日と再契約期間の初日との間にこれらの契約期間のいずれにも含まれない期間（これらの契約期間が連続すると認められるものとして厚生労働省令で定める基準に該当する場合の当該いずれにも含まれない期間を除く。以下「空白期間」という。）があり、当該空白期間が６月以上であるときは、当該空白期間前に満了した有期労働契約期間は、通算する契約期間には算入しない。

６　前項の場合において、当該空白期間の直前に満了した一の有期労働契約期間（当該一の有期労働契約を含む複数の有期労働契約期間の間に空白期間がないときは、当該複数の有期労働契約を通算した期間。以下同じ。）が１年に満たない場合にあっては、当該一の有期労働契約期間に２分の１を乗じて得た期間を基礎として、当該空白期間が厚生労働省令で定める期間以上であるときは、当該空白期間前に満了した有期労働契約期間は、通算する契約期間には算入しない。

７　第３項及び第４項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認めた者については、最初の採用日から起算して５年を超えて更新できるものとする。

（無期労働契約への転換）

第６条　特任職員のうち、平成２５年４月１日以後に締結された複数の有期労働契約の契約期間を通算した期間が５年（教員任期法第７条第１項又は研究開発力強化法第１５条の２第１項第１号に基づき、特任教員及び特任研究員にあっては１０年）を超える者が、現に締結している有期労働契約期間の満了する日の３０日前までに、当該満了する日の

翌日から期間の定めのない労働契約（以下「無期労働契約」という。）の締結の申込みをした場合は、現に締結している有期労働契約期間の満了する日の翌日から無期労働契約に転換する。

２　前項の場合において、無期労働契約の内容である労働条件は、現に締結している有期労働契約の内容である労働条件（契約期間を除く。）と同一の労働条件（当該労働条件について別段の定めがある場合を除く。）とする。

（定年）

第７条　有期労働契約を締結した特任職員の定年は７０歳とし、定年による退職の日は、定年に達した日以降における最初の３月３１日とする。

２　無期労働契約を締結した特任職員（以下、「無期特任職員」という。）の定年は、第２条第１号及び第２号の無期特任職員については７０歳、第２条第３号及び第４号の無期特任職員については６５歳とし、定年による退職の日は、定年に達した日以降における最初の３月３１日とする。

（給与等）

第８条　特任職員に支給する給与等は、原則として本給及び諸手当とする。

２　採用時の本給は、当該職員が従事する業務内容等に基づき、その者の経験及び能力に応じて学長が決定する時間給、日給、月額給又は年額給とする。

３　本給及び諸手当は、毎年度その者の業績等を勘案して決定することができる。

（雑則）

第９条　この規則に定めるもののほか、特任職員に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附　則（平２５．６．１４規則第１１号）

この規則は、平成２５年６月１４日から施行する。

附　則（平２７．２．５規則第４号）

この規則は、平成２７年２月５日から施行する。

附　則（平２９．２．２規則第２号）

この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（平２９.５.１７規則第１３号）

この規則は、平成２９年５月１７日から施行する。

附　則（平３０.９.６規則第４０号）

この規則は、平成３０年９月６日から施行する。

附　則（令８.１０.２８規則第３０号）

この規則は、令和８年１０月２８日から施行する。